

事業主（給与支払者）の皆様へ

愛媛県と県内すべての市町からののお知らせです

個人住民税（県民税・市町村民税）を、
従業員の方が直接納めていませんか？

個人住民税の特別徴収について

- ① 事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、市町へ納入していただく制度です。
※ 地方税法第321条の4及び各市町の条例により定められています。
- ② 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。
※ 従業員には、パート、アルバイト、役員などを含みます。

個人住民税の特別徴収は、
法令に定められた事業主の義務です。

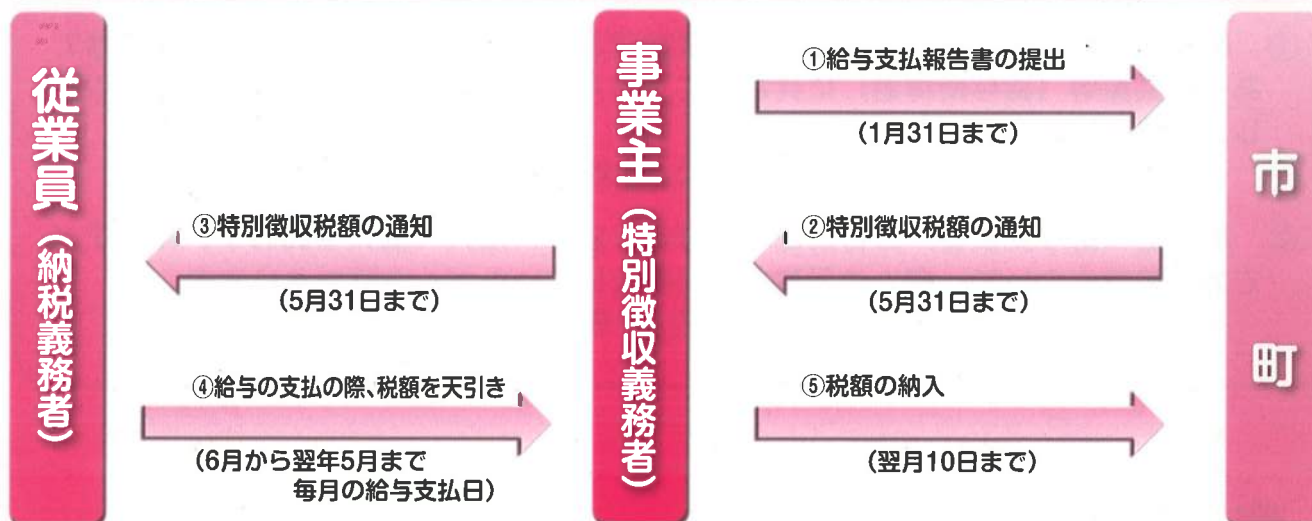
平成27年度
から完全実施

愛媛県内の全市町は、
平成27年度から、個人住民税の特別徴収を一斉に完全実施します。

① 特別徴収を実施していない事業主の皆様は、従業員の住所地の市町住民税担当課で特別徴収への切替に必要な手続きを行ってください。

② 特別徴収の場合、税額計算は市町で実施しますので、事業主の方は、給与から天引きして、そのまま市町に納めていただきます。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み



事業主（給与支払者）の事務負担が増えるのではないですか？

所得税のように、税額の計算や年末調整を行う必要はありません。

税額の計算は事業主の提出する給与支払報告書に基づいて市町で行い、従業員ごとの住民税額を各市町からあらかじめ事業主に通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに各市町に納めていただくことになります。

また、従業員が常時10人未満の事業所は、市町への申請により、年12回の納期を年2回とすることができます。（納期の特例）

従業員（納税義務者）のメリットはあるのですか？

普通徴収の納期が年4回（市町により異なります）であるのに対して、特別徴収は年12回の納期なので、従業員の1回あたりの納税額が少なくなり負担が緩和されます。

また、従業員が納税するために金融機関や市町の窓口へ出向く手間が省け、納め忘れて滞納したり延滞金がかかる心配がありません。

<お問合せ先>

愛媛県内各市町住民税担当課
愛媛県総務部管理局市町振興課
愛媛県総務部行財政改革局税務課

各市町の窓口にお問合せ下さい。
電話 089-941-2111(内線2214)
電話 089-941-2111(内線2204)